

29 建企第579号

平成30年1月31日

各 位

長崎県土木部

建設企画課長

(公印省略)

### コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について

コリンズ・テクリスの登録につきましては、平成21年8月3日付け21建企第281号「コリンズ・テクリスの登録システムの運用について」により運用しておりますが、工事提出書類の簡素化の観点から下記の通り運用の改訂を行いますので、今後の登録においては、この運用によられますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 登録内容の事前確認の廃止

JACICが推奨する方法では、発注者は「登録確認願（旧：工事（業務）カルテ）により登録内容を事前に確認・押印して受注者に返却し、登録完了後に提出される「登録内容確認書」の掲載内容と事前確認内容との照合を行う事となっているが、この事前確認は行わず登録作業を行うこととする。内容の確認については、JACICから送付されるメールに添付された資料により行い、必要に応じて修正指示を行うこととする。

なお、同システムでは、「発注者による確認年月日」「確認者氏名」「確認者e-mailアドレス」を受注者が入力しなければ登録できないため、受注者は、便宜上「確認者」は監督員とし、「確認年月日」は入力日を入力し、登録を行うこととする。監督員は、受注者に「e-mailアドレス」を報告するものとする。

また、受注者は、システムにおける発注者へのメール送付の有無の選択において「有り」を選択するものとする。

##### 2. 事由発生後10日以内の登録の解釈

共通仕様書においては、登録時点ごとに「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」の登録申請を求めているが、この祝日等の「等」には、「（システムの保守など）JACICが登録できないとしている期間の日」を含むもので

ある。

### 3. 適用年月日

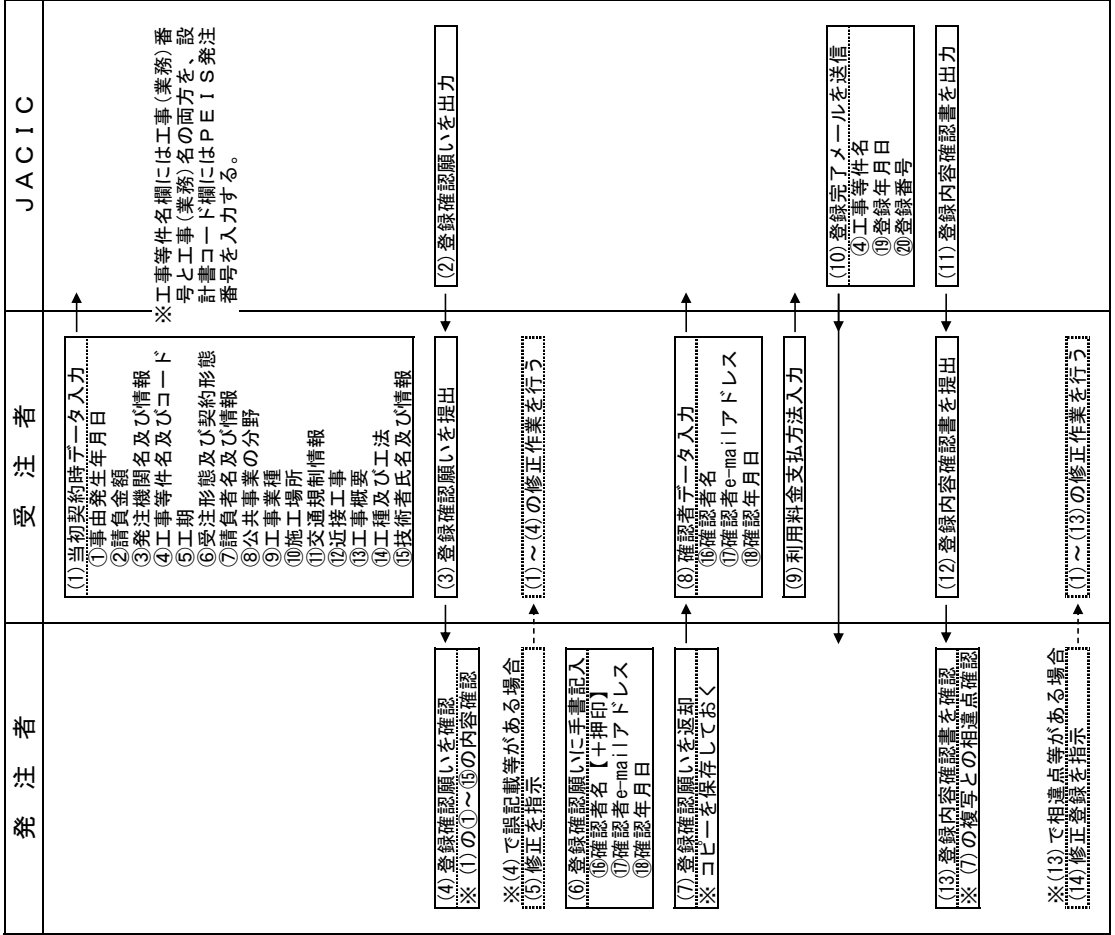
平成30年2月1日以降に入札執行通知または公告する工事（業務）に適用する。なお、適用日以前の工事において対応可能なものについては適用できるものとする。

本通知の適用により21建企第281号は廃止する。

土木部 建設企画課 技術基準班 TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン) E-Mail : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp
---

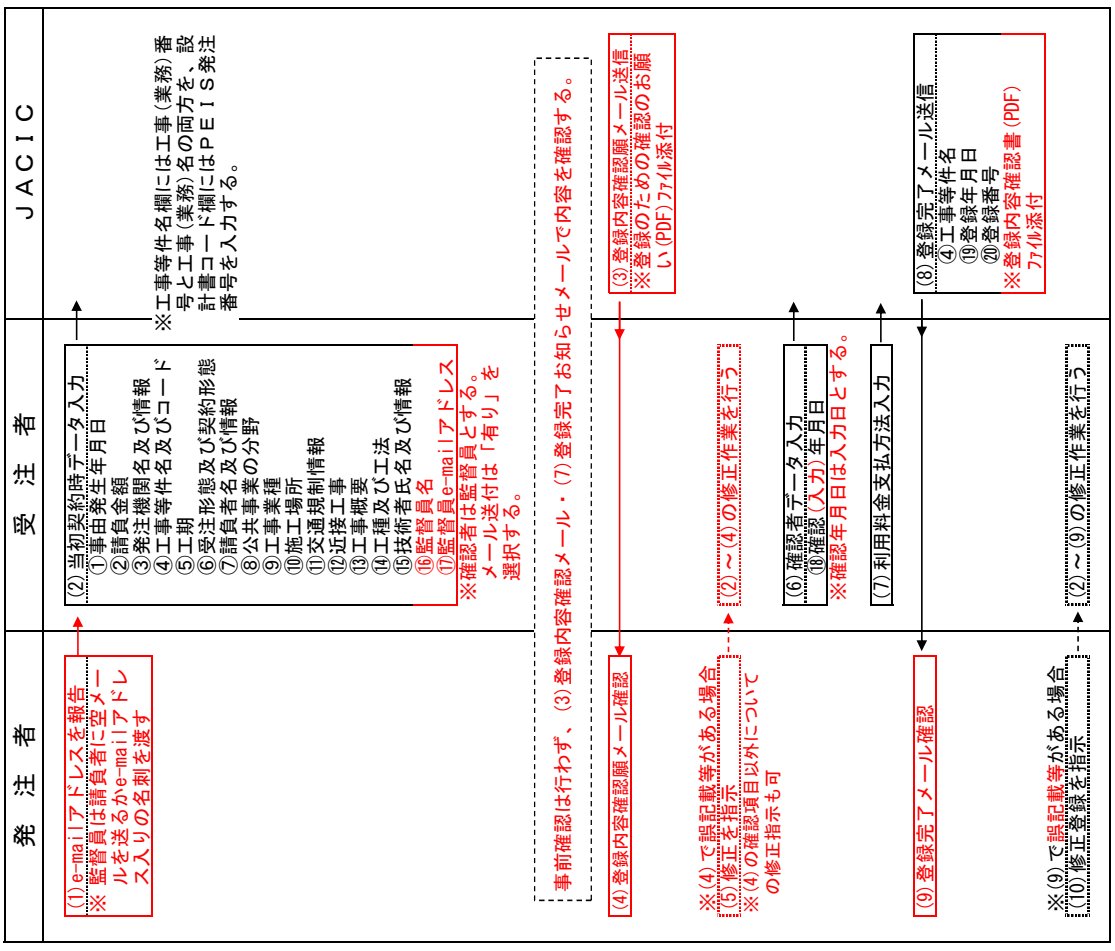
## J A C I C が推奨する方法と長崎県独自運用との比較

J A C I C が推奨する コリンス登録 (受注時・変更時・竣工時) の流れ  
 テクリス登録 (契約時・変更時・完了時)



## J A C I C が推奨する方法と長崎県独自運用との比較

長崎県独自運用での コリンス登録 (受注時・変更時・竣工時) の流れ  
 テクリス登録 (契約時・変更時・完了時)



※変更時登録は、⑤工期、⑮技術者が変更になった場合のみ行う。(工事内容及び金額の変更時は不要)

※変更時登録は、⑤工期、⑮技術者が変更になった場合のみ行う。(工事内容及び金額の変更時は不要)